

目 次

津市条例

津市市税条例等の一部を改正する条例

津市議会議員定数条例の一部を改正する条例

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効

津市榑原自然の森内テニス場及び夜間照明使用料の徴収事務の委託

津市榑原自然の森温泉保養館使用料の徴収事務の委託

久居駅東口駐車場使用料の徴収事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの津市駐車場事業の業務状況の公表

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの津市水道事業、津市工業用水道事業及び津市下水道事業の業務状況の公表

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの津市農業共済事業の業務状況の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

三重短期大学専任教員の募集

三重短期大学専任教員の募集

大型水槽付消防ポンプ自動車の購入に係る条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第14号

津市市税条例等の一部を改正する条例

(津市市税条例の一部改正)

第1条 津市市税条例(平成18年津市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提

出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の7第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第50条第4項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該

被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第44項」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12

条第 3 1 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 6 項」を「附則第 1 2 条第 3 8 項」に改め、同条第 9 項中「に施行規則附則第 7 条第 1 1 項」を「に施行規則附則第 7 条第 1 4 項」に、「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 1 1 項」を「附則第 7 条第 1 4 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 8 項に規定

する補助金等

- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に

該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合に

おいては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第 2 6 条中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改める。

(津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 津市市税条例等の一部を改正する条例(平成 2 6 年津市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「及び新条例」を「及び津市市税条例」に改め、同条の表新条例附則第 1 6 条第 1 項の表以外の部分の項の左欄中「新条例」を「津市市税条例」に改め、同表新条例附則第 1 6 条第 1 項の表第 8 2 条第 2 号アの項の左欄中「新条例」を「津市市税条例」に、「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同項の中欄中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 3 条 津市市税条例等の一部を改正する条例(平成 2 8 年津市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中津市市税条例附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

附則第 1 6 条の 2 削除

第 2 条のうち、津市市税条例等の一部を改正する条例附則第 6 条の改正規定中「及び新条例」を「及び津市市税条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中津市市税条例附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条第 2 項の規定は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 2 9 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 8 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 5 条第 1 項の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(次項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日の前日までに完了した特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修に係る新条例附則第10条の3第9項の規定の適用については、同項中「当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日」とあるのは「津市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年津市条例第14号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)」と、同項第6号中「耐震改修が完了した日」とあるのは「施行日」とする。
- 6 この条例の施行の日の前日までに完了した熱損失防止改修工事に係る新条例附則第10条の3第10項の規定の適用については、同項中「法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日」とあるのは「津市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年津市条例第14号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)」と、同項第6号中

「熱損失防止改修工事が完了した日」とあるのは「施行日」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを津市市税条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(津市市税条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 15 号

津市議会議員定数条例の一部を改正する条例

津市議会議員定数条例（平成 21 年津市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

本則中「36 人」を「34 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

津市告示第152号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成29年6月16日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0947457	平成28年10月1日	平成29年5月9日
9232674	平成28年10月1日	平成29年5月7日
9241115	平成28年10月1日	平成29年5月19日

津市告示第 1 5 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市榊原自然の森内テニス場及び夜間照明の使用料

2 委託先

津市桜橋二丁目 3 4 番地 1

イオンディライト株式会社東海支社三重支店

3 委託期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 5 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市榊原自然の森温泉保養館の使用料

2 委託先

津市桜橋二丁目 3 4 番地 1

イオンディライト株式会社東海支社三重支店

3 委託期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

久居駅東口駐車場の使用料

2 委託先

横浜市港北区菊名7丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

津市告示第 1 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 1 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

二子区自治会

三重県津市安濃町中川 6 6 8 番地 3

代表者 横田 明人

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	横山 君雄 三重県津市安濃町中川 7 5 9 番地
変更後	横田 明人 三重県津市安濃町中川 9 6 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 1 6 日の定期総会において選任されたため。

津市告示第157号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、津市駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成29年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場及びポルタひさい駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めている。

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの利用状況は、次のとおり。

- (1) 利用台数 407,855台（前年同期 400,050台）
- (2) 一日平均台数 2,253台（前年同期 2,210台）

2 経理の状況

平成28年度下半期の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおり。

3 平成29年度駐車場事業について

別冊のとおり。

別表1

平成28年度下半期津市駐車場事業損益計算書

(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐車収益	<u>106,269,346</u>	106,269,346	
2	営業費用			
	(1) 駐車場管理費	62,963,835		
	(2) 減価償却費	39,211,055		
	(3) 資産減耗費	<u>366,343</u>	<u>102,541,233</u>	
	営業利益			3,728,113
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	107,178		
	(2) 雑収益	<u>1,044,668</u>	1,151,846	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	<u>2,853,558</u>	<u>2,853,558</u>	<u>1,701,712</u>
	経常利益			2,026,401
	当年度純利益			2,026,401
	前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>2,026,401</u></u>

別表2

平成28年度津市駐車場事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1	固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	ア 土地		1,341,894,151	
	イ 建物	1,431,438,549		
	減価償却累計額	<u>602,131,890</u>	829,306,659	
	ウ 構築物	1,070,200		
	減価償却累計額	<u>1,016,690</u>	53,510	
	エ 機械及び装置	95,019,482		
	減価償却累計額	<u>90,267,708</u>	4,751,774	
	オ 工具、器具及び備品	21,305,190		
	減価償却累計額	<u>7,507,931</u>	13,797,259	
	カ リース資産	9,645,000		
	減価償却累計額	<u>5,208,300</u>	<u>4,436,700</u>	
	有形固定資産合計		<u>2,194,240,053</u>	
	固定資産合計			2,194,240,053
2	流動資産			
	(1) 現金預金		297,175,953	
	(2) 未収金		157,298	
	(3) その他流動資産		<u>500,000</u>	
	流動資産合計			<u>297,833,251</u>
	資産合計			<u>2,492,073,304</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

ア 建設改良等企業債 117,876,129 117,876,129

(3) 引当金

ア 退職給付引当金 3,453,579 3,453,579

固定負債合計

121,329,708

4 流動負債

(1) 企業債

ア 建設改良等企業債 32,283,649 32,283,649

(2) 他会計借入金

ア 建設改良等他会計借入金 236,495,659 236,495,659

(3) 未払金

9,857,074

(4) 前受金

1,640,100

(5) 引当金

ア 賞与引当金 456,476

イ 法定福利費引当金 139,272 595,748

(6) その他流動負債

500,000

流動負債合計

281,372,230

負債合計

402,701,938

資 本 の 部

5	資 本 金			
	(1) 自 己 資 本 金	<u>1,810,900,506</u>	<u>1,810,900,506</u>	
	資 本 金 合 計			1,810,900,506
6	剰 余 金			
	(1) 利 益 剰 余 金			
	ア 減 債 積 立 金	159,676,771		
	イ 建 設 改 良 積 立 金	52,869,579		
	ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>65,924,510</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>278,470,860</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>278,470,860</u>
	資 本 合 計			<u>2,089,371,366</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>2,492,073,304</u>

- (注) 1 有価証券の評価方法は、期末帳簿価額(原価法)をもって期末評価額としている。
 2 固定資産(償却資産)の減価償却の方法は、定額法によって取得の翌年度から行っている。

平成 2 9 年度

津市駐車場事業会計予算書

平成29年度津市駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1,020台
(2) 年間駐車台数	825,000台
(3) 一日平均駐車台数	2,260台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 駐車場事業収益	248,331千円
第1項 営業収益	246,621千円
第2項 営業外収益	1,710千円

支 出	
第1款 駐車場事業費用	195,059千円
第1項 営業費用	185,793千円
第2項 営業外費用	9,266千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額294,281千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	294,281千円
第1項 建設改良費	25,500千円
第2項 企業債償還金	32,285千円
第3項 他会計長期借入金償還金	236,496千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額の流用は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	8 , 8 6 5 千円
-------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、4 , 0 6 0 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

予 算 に 関 す る 説 明 書

平成 2 9 年度 津市駐車場事業会計予算実施計画

平成 2 9 年度 津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

給与費明細書

平成 2 9 年度 津市駐車場事業予定貸借対照表

平成 2 8 年度 津市駐車場事業予定損益計算書

平成 2 8 年度 津市駐車場事業予定貸借対照表

平成 2 9 年度 津市駐車場事業会計予算実施計画説明書

注 記

平成29年度 津市駐車場事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 駐車場事業収益			248,331	
	1 営業収益		246,621	
		1 駐車収益	246,621	駐車料金収入を計上
	2 営業外収益		1,710	
		1 受取利息及び配当金	31	預金利息を計上
		2 雑収益	1,679	その他の収益を計上

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 駐車場事業費用			195,059	
	1 営業費用		185,793	
		1 駐車場管理費	149,514	駐車場の管理運営に要する諸経費を計上
		2 減価償却費	36,279	固定資産減価償却費を計上
	2 営業外費用		9,266	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,766	企業債利息及び借入金利息を計上
		2 消費税	6,500	消費税を計上

資本的収入及び支出

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出			294,281	
	1 建設改良費		25,500	
		1 建設改良費	25,500	設備工事費を計上
	2 企業債償還金		32,285	
		1 企業債償還金	32,285	企業債償還金を計上
	3 他会計長期借入金償還金		236,496	
1 他会計長期借入金償還金		236,496	他会計長期借入金償還金を計上	

平成 29 年度 津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	51,776,512
減価償却費	36,279,000
受取利息及び受取配当	31,000
支払利息	2,766,000
未収金の増減額(は増額)	500
未払金の増減額(は減少)	1,534,892
引当金の増減額	307,252
小計	89,563,372
利息及び配当金の受取額	31,000
利息の支払額	2,766,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	86,828,372

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	23,611,112
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,611,112

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	32,285,000
建設改良等に充てるための他会計借入金の返済による支出	236,495,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,780,659

資金増加額(又は減少額)	205,563,399
資金期首残高	294,836,799
資金期末残高	89,273,400

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	1	0	3,387	0	4,086	7,473	1,392	8,865
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	1	0	3,387	0	4,086	7,473	1,392	8,865
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	1	0	3,291	0	5,425	8,716	1,207	9,923
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	1	0	3,291	0	5,425	8,716	1,207	9,923
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	96	0	1,339	1,243	185	1,058
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	96	0	1,339	1,243	185	1,058

(単位 千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
	本年度	324	209	324	100	600
	前年度	324	203	324	100	600
	比 較	0	6	0	0	0

手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	計
	本年度	1,403	886	240	4,086
	前年度	1,147	2,487	240	5,425
	比 較	256	1,601	0	1,339

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	96	給与改定に伴う増減分	8	平成28年度給与改定による増	給与改定の状況 給料の改定率 平均 0.2%
		昇給に伴う増加分	88	平成28年度昇給による増	3 給料及び手当の状況 (4)昇給欄記載のとおり
		その他の増減分			職員数の異動状況 〔現に在職する職員数〕 (その他) (計) 本年度 1人 0人 1人 前年度 1人 0人 1人
手 当	1,339	制度改正に伴う増減分	41	平成28年度給与改定による増	1 総括、手当の内訳のとおり
		その他の増減分	1,380		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給料

区 分		一般行政職等
平成29年1月1日現在 (本年度)	平均給料月額(円)	282,200
	平均年齢(歳)	39.8
平成28年1月1日現在 (前年度)	平均給料月額(円)	272,400
	平均年齢(歳)	38.8

(2) 初任給

区 分	一般行政職等(円)	一般会計の制度
		一般行政職等(円)
高校卒	150,500	150,500
大学卒	178,200	178,200

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職等		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年1月1日現在 (本年度)	1 級		
	2 級		
	3 級	1	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	1	100.0
平成28年1月1日現在 (前年度)	1 級		
	2 級		
	3 級	1	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	1	100.0

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職等	1 級	定型的な業務を行う職務
	2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
	3 級	主査の職務
	4 級	担当副主幹の職務
	5 級	担当主幹の職務
	6 級	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務
	7 級	1 部長及び担当理事並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び担当参事の職務 3 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 4 久居総合支所副総合支所長の職務
	8 級	1 消防長の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び担当理事の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長(久居総合支所長に限る。)の職務

(4)昇給

区 分		一般行政職等
本年度	職 員 数 (A) (人)	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1
	号 給 数 別 内 訳 4号給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.00
前年度	職 員 数 (A) (人)	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1
	号 給 数 別 内 訳 4号給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.00

(5) 期末手当、勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.075	2.225	4.300	有
前 年 度	2.025	2.175	4.200	有
一般会計の制度	2.075	2.225	4.300	有

(6) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 一	
地 域 手 当	同 一	
住 居 手 当	同 一	
通 勤 手 当	同 一	

平成29年度 津市駐車場事業予定貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	ア 土 地		1,341,894,151	
	イ 建 物	1,431,438,548		
	減価償却累計額	<u>635,629,890</u>	795,808,658	
	ウ 構 築 物	1,070,200		
	減価償却累計額	<u>1,016,690</u>	53,510	
	エ 機 械 及 び 装 置	127,836,594		
	減価償却累計額	<u>90,267,708</u>	37,568,886	
	オ 工 具、器 具 及 び 備 品	11,505,190		
	減価償却累計額	<u>8,551,931</u>	2,953,259	
	カ リ ー ス 資 産	9,645,000		
	減価償却累計額	<u>6,945,300</u>	<u>2,699,700</u>	
	有形固定資産合計		<u>2,180,978,164</u>	
	固定資産合計			2,180,978,164
2	流 動 資 産			
	(1)現金・預金		89,273,400	
	(2)未 収 金		16,000	
	(3)その他流動資産		<u>500,000</u>	
	流動資産合計			<u>89,789,400</u>
	資 産 合 計			<u><u>2,270,767,564</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良等企業債	85,051,122		
企業債合計	<u>85,051,122</u>	85,051,122	
(2) 引当金			
ア 退職給付引当金	3,744,258		
引当金合計	<u>3,744,258</u>	3,744,258	
固定負債合計			88,795,380
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良等企業債	32,823,656		
企業債合計	<u>32,823,656</u>	32,823,656	
(2) 未払金		6,285,663	
(3) 前受金		1,316,700	
(4) 引当金			
ア 賞与引当金	480,000		
イ 法定福利費引当金	150,000		
引当金合計	<u>630,000</u>	630,000	
(5) その他流動負債		500,000	
流動負債合計		<u>500,000</u>	41,556,019
負債合計			<u>130,351,399</u>

資本の部

5 資本金			
(1) 自己資本金	1,810,900,506		
資本金合計	<u>1,810,900,506</u>		1,810,900,506
6 剰余金			
(1) 利益剰余金			
ア 減債積立金		224,869,568	
イ 建設改良積立金		52,869,579	
ウ 当年度未処分利益剰余金		51,776,512	
剰余金合計		<u>329,515,659</u>	329,515,659
資本合計			<u>2,140,416,165</u>
負債資本合計			<u>2,270,767,564</u>

平成28年度 津市駐車場事業予定損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益		
	(1) 駐車収益	<u>221,195,274</u>	221,195,274
2	営業費用		
	(1) 駐車場管理費	112,443,507	
	(2) 減価償却費	39,211,055	
	(3) 資産減耗費	<u>366,343</u>	<u>152,020,905</u>
	営業利益		69,174,369
3	営業外収益		
	(1) 受取利息及び配当金	420,361	
	(2) 雑収益	<u>1,524,854</u>	1,945,215
4	営業外費用		
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>5,926,787</u>	<u>5,926,787</u>
	経常利益		<u>65,192,797</u>
	当年度純利益		65,192,797
	前年度繰越利益剰余金		<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>65,192,797</u></u>

平成28年度 津市駐車場事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地 1,341,894,151

イ 建 物 1,431,438,548

減価償却累計額 602,131,890 829,306,658

ウ 構 築 物 1,070,200

減価償却累計額 1,016,690 53,510

エ 機 械 及 び 装 置 104,225,482

減価償却累計額 90,267,708 13,957,774

オ 工 具、器 具 及 び 備 品 11,505,190

減価償却累計額 7,507,931 3,997,259

カ リー ス 資 産 9,645,000

減価償却累計額 5,208,300 4,436,700

有形固定資産合計 2,193,646,052

固 定 資 産 合 計 2,193,646,052

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 294,836,799

(2) 未 収 金 16,500

(3) その他流動資産 500,000

流 動 資 産 合 計 295,353,299

資 産 合 計 2,488,999,351

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
ア	建設改良等企業債	117,876,129		
	企業債合計		117,876,129	
(2)	引当金			
ア	退職給付引当金	3,468,258		
	引当金合計		3,468,258	
	固定負債合計			121,344,387
4	流動負債			
(1)	企業債			
ア	建設改良等企業債	32,283,649		
	企業債合計		32,283,649	
(2)	他会計借入金			
ア	建設改良等他会計借入金	236,495,659		
	他会計借入金合計		236,495,659	
(3)	未払金		7,820,555	
(4)	前受金		1,316,700	
(5)	引当金			
ア	賞与引当金	459,476		
イ	法定福利費引当金	139,272		
	引当金合計		598,748	
(6)	その他流動負債		500,000	
	流動負債合計			279,015,311
	負債合計			400,359,698

資本の部

5	資本金			
(1)	自己資本金		1,810,900,506	
	資本金合計			1,810,900,506
6	剰余金			
(1)	利益剰余金			
ア	減債積立金	159,676,771		
イ	建設改良積立金	52,869,579		
ウ	当年度未処分利益剰余金	65,192,797		
	利益剰余金合計		277,739,147	
	剰余金合計			277,739,147
	資本合計			2,088,639,653
	負債資本合計			2,488,999,351

平成29年度 津市駐車場事業会計予算実施計画説明書

収益の収入及び支出

収 入

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 駐車場事業収益			248,331	
1 営業収益	1 駐車収益		246,621	
		駐車収益	246,621	駐車料金収入
2 営業外収益	1 受取利息及び配当金		1,710	
		預金利息	31	定期預金利息収入
	2 雑収益		1,679	
		行政財産使用料	988	行政財産使用料収入
		その他雑収益	691	施設共益費等収入

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 駐車場事業費用			195,059	
1 営業費用	1 駐車場管理費		185,793	
		給料	149,514	
		手当	3,387	職員1名分給料
		賞与引当金繰入額	3,330	期末勤勉手当等
		退職給付費	480	6月賞与分
		法定福利費	276	職員の退職給付に備えるための繰入額
		法定福利費引当金繰入額	1,242	市町村職員共済組合負担金等
		旅費	150	6月賞与分に係る法定福利費
		備品消費費	103	職員出張旅費
		光熱水費	4,060	駐車場用消耗品等
		印刷製本費	10,366	電灯料、上下水道料
		通信運搬費	263	事務用印刷製本費
		委託料	245	電話 ファクス等
		賃借料	64,924	駐車場管理委託料等
		賠償費	11,394	料金精算機賃借料等
	300	賠償費用		

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考	
		修 繕 費	12,000	施設維持管理修繕	
		保 険 料	391	施設損害賠償保険料	
		負 担 金	36,603	管理組合費等	
	2 減価償却費			36,279	
		建物減価償却費		33,498	駐車場棟減価償却費
		工具器具及び備品 減 価 償 却 費		1,044	事前精算機等減価償却費
2 営業外費用	1 支払利息及び 企業債取扱諸費				
				9,266	
		企業債利息		2,356	企業債に対する利息
	借入金利息		410	借入金に対する利息	
	2 消費 税			6,500	
		消 費 税		6,500	消費税納入額

資本的收入及び支出

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出			294,281	
1 建設改良費	1 建設改良費		25,500	
		設備工事費	25,500	消火設備工事
2 企業債償還金	1 企業債償還金		32,285	
		企業債償還金	32,285	企業債償還金
3 他会計長期 借入金償還金	1 他会計長期 借入金償還金		236,496	
		他会計長期 借入金償還金	236,496	他会計長期借入金償還金

注 記

・重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

期末帳簿価格（原価法）をもって期末評価額としている。

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建 物 8年～38年

構築物 1年

機械及び装置 2年～10年

工具器具及び備品 3年～10年

3 引当金の計上方法

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

津市告示第158号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）第8条の規定に基づき、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの津市水道事業、津市工業用水道事業及び津市下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成29年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概要

(1) 津市水道事業

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の給水戸数は130,450戸、配水量は20,029,531 m³、有収水量は16,974,306 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益3,107,899,130円、営業外収益546,596,575円、特別利益775,000円で合計3,655,270,705円となりました。費用では、営業費用3,316,838,947円、営業外費用200,199,871円、特別損失321,010円で合計3,517,359,828円となり、収支差引におきまして、137,910,877円の純利益となりました。

(2) 津市工業用水道事業

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの業務量につきまして、配水量は146,185 m³、有収水量は145,872 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益10,800,000円、営業外収益194,612円で合計10,994,612円となりました。費用では、営業費用8,812,117円となり、収支差引におきまして、2,182,495円の純利益となりました。

(3) 津市下水道事業

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の使用料賦課件数は49,289件、有収水量は6,397,878 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益2,327,785,000円、営業外収益5,130,519,410円、特別利益102,895円で合計7,458,407,305円となりました。費用では、営業費用3,927,185,127円、営業外費用858,779,375円、特別損失63,280円で合計4,786,028,322円となり、収支差引におきまして、2,672,378,983円の純利益となりました。

2 経理の状況

(1) 津市水道事業

損益計算書（別表1、別表2）及び貸借対照表（別表3）のとおりであ

ります。

(2) 津市工業用水道事業

損益計算書（別表４、別表５）及び貸借対照表（別表６）のとおりであります。

(3) 津市下水道事業

損益計算書（別表７、別表８）及び貸借対照表（別表９）のとおりであります。

別表1

平成28年度津市水道事業損益計算書

(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,756,019,829		
(2) 受託工事収益	333,341,603		
(3) その他営業収益	<u>18,537,698</u>	3,107,899,130	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,460,876,258		
(2) 配水及び給水費	377,364,920		
(3) 受託工事費	220,469,649		
(4) 業務費	197,648,842		
(5) 総係費	264,248,657		
(6) 減価償却費	787,519,925		
(7) 資産減耗費	8,617,747		
(8) その他営業費用	<u>92,949</u>	<u>3,316,838,947</u>	
営業損失			208,939,817
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2,742,993		
(2) 他会計補助金	29,232,000		
(3) 雑収益	138,713,068		
(4) 新規給水加入金	81,026,432		
(5) 長期前受金戻入	<u>294,882,082</u>	546,596,575	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	133,226,516		
(2) 雑支出	<u>66,973,355</u>	<u>200,199,871</u>	<u>346,396,704</u>
経常利益			137,456,887
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>775,000</u>	775,000	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>321,010</u>	<u>321,010</u>	<u>453,990</u>
当期純利益			137,910,877
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>1,472,747</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>139,383,624</u></u>

平成28年度津市水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	5,598,079,805		
(2) 受託工事収益	333,880,804		
(3) その他営業収益	<u>34,718,547</u>	5,966,679,156	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	2,820,266,921		
(2) 配水及び給水費	670,751,788		
(3) 受託工事費	303,596,165		
(4) 業務費	320,974,728		
(5) 総係費	391,810,307		
(6) 減価償却費	1,599,554,925		
(7) 資産減耗費	8,617,747		
(8) その他営業費用	<u>162,315</u>	<u>6,115,734,896</u>	
営業損失			149,055,740
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	5,797,098		
(2) 他会計補助金	29,232,000		
(3) 雑収益	212,404,568		
(4) 新規給水加入金	160,352,966		
(5) 長期前受金戻入	<u>596,875,082</u>	1,004,661,714	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	271,481,236		
(2) 雑支出	<u>66,973,355</u>	<u>338,454,591</u>	<u>666,207,123</u>
経常利益			517,151,383
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1,329,215</u>	1,329,215	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>4,249,425</u>	<u>4,249,425</u>	<u>2,920,210</u>
当年度純利益			514,231,173
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>1,472,747</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>515,703,920</u></u>

平成28年度津市水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,920,181,445	
ロ 立 木		4,386,284	
ハ 建 物	2,879,016,632		
減価償却累計額	<u>1,337,034,039</u>	1,541,982,593	
ニ 構 築 物	60,417,542,137		
減価償却累計額	<u>30,815,709,426</u>	29,601,832,711	
ホ 機 械 及 び 装 置	10,404,377,530		
減価償却累計額	<u>7,980,058,093</u>	2,424,319,437	
ヘ 車 両 運 搬 具	40,358,943		
減価償却累計額	<u>38,279,397</u>	2,079,546	
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	304,597,246		
減価償却累計額	<u>271,918,741</u>	32,678,505	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>3,533,871,727</u>	
有形固定資産合計			39,061,332,248

(2) 無形固定資産

イ 中 勢 水 道 利 用 権		128,471,725	
ロ 庁 舎 利 用 権		82,937,147	
ハ 電 話 加 入 権		<u>901,396</u>	
無形固定資産合計			212,310,268

(3) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券		100,000,000	
ロ 基 金		<u>6,931,214</u>	
投資合計			<u>106,931,214</u>

固定資産合計

39,380,573,730

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		6,015,630,791	
(2) 未 収 金	952,035,548		
貸倒引当金	<u>46,960,291</u>	905,075,257	
(3) 貯 蔵 品		100,827,501	
(4) 前 払 費 用		1,543,620	
(5) 前 払 金		231,371	
(6) その他流動資産		<u>700,000</u>	
流動資産合計			<u>7,024,008,540</u>
資産合計			<u><u>46,404,582,270</u></u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良に要する企業債	<u>11,945,609,643</u>		
	企業債合計		11,945,609,643	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>1,003,656,857</u>		
	引当金合計		<u>1,003,656,857</u>	
	固定負債合計			12,949,266,500
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良に要する企業債	<u>887,922,691</u>		
	企業債合計		887,922,691	
	(2) 未払金		1,390,576,037	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	50,117,000		
	ロ 法定福利費引当金	<u>9,267,000</u>		
	引当金合計		59,384,000	
	(4) その他流動負債		<u>50,047,545</u>	
	流動負債合計			<u>2,387,930,273</u>
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		26,827,492,656	
	(2) 長期前受金収益化累計額		<u>14,879,160,166</u>	
	繰延収益合計			<u>11,948,332,490</u>
	負債合計			<u>27,285,529,263</u>
資本の部				
6	資本金			17,972,447,606
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 工事負担金	61,095,181		
	ロ 受贈財産評価額	102,670,162		
	ハ 国県補助金	344,970,521		
	ニ 他会計補助金	26,517,910		
	ホ その他資本剰余金	<u>95,647,707</u>		
	資本剰余金合計		630,901,481	
	(2) 利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>515,703,920</u>		
	利益剰余金合計		<u>515,703,920</u>	
	剰余金合計			<u>1,146,605,401</u>
	資本合計			<u>19,119,053,007</u>
	負債資本合計			<u>46,404,582,270</u>

別表4

平成28年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>10,800,000</u>	10,800,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	329,195		
(2) 総係費	5,779,533		
(3) 減価償却費	<u>2,703,389</u>	<u>8,812,117</u>	
営業利益			1,987,883
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	194,512		
(2) 雑収益	<u>100</u>	<u>194,612</u>	<u>194,612</u>
経常利益			<u>2,182,495</u>
当期純利益			2,182,495
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>2,182,495</u></u>

別表5

平成28年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>21,600,000</u>	21,600,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,497,554		
(2) 総係費	11,966,541		
(3) 減価償却費	<u>5,407,389</u>	<u>18,871,484</u>	
営業利益			2,728,516
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	194,512		
(2) 雑収益	<u>100</u>	<u>194,612</u>	<u>194,612</u>
経常利益			<u>2,923,128</u>
当期純利益			2,923,128
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>2,923,128</u></u>

平成28年度津市工業用水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,650,000

ロ 建 物 7,999,210

減価償却累計額 6,351,469 1,647,741

ハ 構 築 物 98,936,483

減価償却累計額 58,688,174 40,248,309

ニ 機 械 及 び 装 置 78,096,020

減価償却累計額 60,935,999 17,160,021

ホ 車 両 運 搬 具 882,665

減価償却累計額 838,531 44,134

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 360,000

減価償却累計額 342,000 18,000有形固定資産合計 60,768,205

固定資産合計 60,768,205

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

156,918,541流動資産合計 156,918,541資産合計 217,686,746

負債の部

3	流動負債		
(1)	未払金	<u>6,201,933</u>	
	流動負債合計		6,201,933
4	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,657,500	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>1,574,625</u>	
	繰延収益合計		<u>82,875</u>
	負債合計		<u><u>6,284,808</u></u>

資本の部

5	資本金		133,554,237
6	剰余金		
(1)	利益剰余金		
イ	利益積立金	34,916,327	
ロ	建設改良積立金	40,008,246	
ハ	当年度未処分利益剰余金	<u>2,923,128</u>	
	利益剰余金合計		<u>77,847,701</u>
	剰余金合計		<u>77,847,701</u>
	資本合計		<u>211,401,938</u>
	負債資本合計		<u><u>217,686,746</u></u>

平成28年度津市下水道事業損益計算書

(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	754,218,688		
(2) 他会計負担金	1,570,810,016		
(3) その他営業収益	<u>2,756,296</u>	2,327,785,000	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	165,954,597		
(2) 雨水管渠費	10,915,919		
(3) 汚水ポンプ場費	18,789,638		
(4) 雨水ポンプ場費	78,373,229		
(5) 処理場費	268,575,461		
(6) 委任業務費	77,594,668		
(7) 普及指導費	16,937,674		
(8) 業務費	76,272,757		
(9) 総係費	152,106,866		
(10) 流域下水道維持管理負担金	576,982,224		
(11) 減価償却費	<u>2,484,682,094</u>	<u>3,927,185,127</u>	
営業損失			1,599,400,127
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	3,444,431,417		
(2) 国庫補助金	12,072,000		
(3) 県補助金	49,467,000		
(4) 長期前受金戻入	1,403,131,440		
(5) 雑収益	<u>221,417,553</u>	5,130,519,410	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	649,179,900		
(2) 補助交付金	59,787,770		
(3) 雑支出	<u>149,811,705</u>	<u>858,779,375</u>	<u>4,271,740,035</u>
経常利益			2,672,339,908
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>102,895</u>	102,895	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>63,820</u>	<u>63,820</u>	<u>39,075</u>
当期純利益			2,672,378,983
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>2,672,378,983</u></u>

平成28年度津市下水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,557,688,862		
(2) 他会計負担金	1,570,810,016		
(3) その他営業収益	<u>3,546,751</u>	3,132,045,629	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	223,108,976		
(2) 雨水管渠費	16,220,214		
(3) 汚水ポンプ場費	33,231,098		
(4) 雨水ポンプ場費	113,214,645		
(5) 処理場費	446,377,697		
(6) 委任業務費	129,827,358		
(7) 普及指導費	28,847,810		
(8) 業務費	86,308,480		
(9) 総係費	209,415,450		
(10) 流域下水道維持管理負担金	881,812,995		
(11) 減価償却費	<u>5,128,075,094</u>	<u>7,296,439,817</u>	
営業損失			4,164,394,188
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	3,444,431,417		
(2) 国庫補助金	12,072,000		
(3) 県補助金	49,467,000		
(4) 長期前受金戻入	2,846,208,440		
(5) 雑収益	<u>285,164,210</u>	6,637,343,067	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,320,495,681		
(2) 補助交付金	62,218,770		
(3) 雑支出	<u>149,811,705</u>	<u>1,532,526,156</u>	<u>5,104,816,911</u>
経常利益			940,422,723
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>405,830</u>	405,830	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,779,530</u>	<u>1,779,530</u>	<u>1,373,700</u>
当期純利益			939,049,023
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>939,049,023</u></u>

平成28年度津市下水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		4,530,520,401	
ロ 建 物	3,767,144,256		
減価償却累計額	<u>467,035,610</u>	3,300,108,646	
ハ 構 築 物	150,127,415,617		
減価償却累計額	<u>8,270,601,552</u>	141,856,814,065	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,542,212,648		
減価償却累計額	<u>1,499,555,589</u>	3,042,657,059	
ホ 車 両 運 搬 具	1,676,699		
減価償却累計額	<u>1,332,010</u>	344,689	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	2,685,894		
減価償却累計額	<u>2,368,664</u>	317,230	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>20,818,638,542</u>	
有形固定資産合計			173,549,400,632

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 流域下水道施設利用権		5,543,042,557	
ロ 電 話 加 入 権		<u>10,696,000</u>	
無形固定資産合計			5,553,738,557

(3) 投 資

イ その他投資		<u>4,594,000</u>	
投資合計			<u>4,594,000</u>
固定資産合計			179,107,733,189

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,012,525,267

(2) 未 収 金

373,243,893

貸 倒 引 当 金

70,841,756 302,402,137

(3) 前 払 金

167,577,114

流 動 資 産 合 計

1,482,504,518

資 産 合 計

180,590,237,707

負債の部

4	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良に要する企業債	<u>65,885,067,630</u>	
	企業債合計		65,885,067,630
	(2) 引当金		
	イ 退職給付引当金	<u>399,651,390</u>	
	引当金合計		<u>399,651,390</u>
	固定負債合計		66,284,719,020
5	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良に要する企業債	<u>4,854,146,200</u>	
	企業債合計		4,854,146,200
	(2) 未払金		1,457,862,448
	(3) 前受金		67,506,600
	(4) 引当金		
	イ 賞与引当金	32,762,000	
	ロ 法定福利費引当金	<u>6,124,000</u>	38,886,000
	(5) その他流動負債		<u>7,312,028</u>
	流動負債合計		6,425,713,276
6	繰延収益		
	(1) 長期前受金		97,548,789,791
	(2) 長期前受金収益化累計額		<u>5,808,048,591</u>
	繰延収益合計		<u>91,740,741,200</u>
	負債合計		<u>164,451,173,496</u>

資本の部

7	資本金		11,315,961,311
8	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 国庫補助金	322,694,016	
	ロ 他会計負担金	128,338,084	
	ハ 他会計補助金	56,163,415	
	ニ 受贈財産評価額	3,375,074,362	
	ホ 県補助金	<u>1,784,000</u>	
	資本剰余金合計		3,884,053,877
	(2) 利益剰余金		
	イ 当期末処分利益剰余金	<u>939,049,023</u>	
	利益剰余金合計		<u>939,049,023</u>
	剰余金合計		<u>4,823,102,900</u>
	資本合計		<u>16,139,064,211</u>
	負債資本合計		<u>180,590,237,707</u>

津市告示第159号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市農業共済条例を廃止する条例（平成28年津市条例第35号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第148条の規定により、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの津市農業共済事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成29年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年度下半期 津市農業共済事業業務状況説明書

1 事業報告書

(1) 農作物共済

平成28年産水稻共済の被害状況は87人、被害面積3,751a、共済減収量3万7,409kgとなり、共済金599万3,791円を支払いました。

被害状況は、8月下旬の局地的な大雨の影響による倒伏の被害、6月及び9月中旬以降の長雨による低温や日照不足の影響による「いもち病」等の被害のほか、スクミリンゴガイ（通称ジャンボタニシ）による移植不能耕地も発生しました。

中山間地域においてはイノシシによる獣害が多く、収穫皆無耕地も多数発生しました。

平成28年産麦の被害状況は、一筆方式、災害収入共済方式とも、耕地の悪条件による土壌湿潤害やシカによる獣害が見られ、特にシカによる被害は年々増加しており、中山間地域においては、シカの食害が多発し、生育に影響が出ました。

一筆方式では2人、被害面積1,402a、共済減収量8,202kgで、共済金13万9,434円を支払い、災害収入共済方式では20人、共済減収量27万4,029kgで、共済金1,149万1,672円を支払いました。

平成29年産麦の引受けは、一筆方式が5人、引受面積3,139a、災害収入共済方式が60人で、引受面積8万5,174aでした。

平成25年産から平成27年産水稻に係る無事戻金として、1,411人に187万6,534円を支払いました。

また、麦に係る無事戻金については、過去の被害の影響で積立金の減少が続いたことから、平成22年度から支払いを停止しています。

(2) 家畜共済

平成28年10月から平成29年3月までの引受けは、1戸で肉用牛57頭でした。

事故の状況としては、死廃事故が55頭で共済金950万4,469円、病傷事故が1,128件で共済金1,468万8,639円を支払いました。

(3) 畑作物共済（大豆）

平成28年産大豆の引受けは、一筆方式4人で引受面積2,368a、全相殺方式34人で引受面積5万7,223aでした。

平成28年産大豆の被害状況は、大雨や長雨の影響で全体的に土壌湿潤害や風水害が発生し、生育は全般的に悪い状況となり、中山間地域では、シカ・イノシシによる発芽後や生育初期による食害で、全滅となった耕地も散見されました。

平成28年産一筆方式の被害状況は3人、被害面積は911a、共済減収量は465kgで、共済金5万5,335円を支払いました。

なお、平成28年産全相殺方式の被害状況は13人、共済減収量は2万1,159kgで、共済金509万381円を支払う予定です。

(4) 園芸施設共済

平成28年10月から平成29年3月までの引受けは、延べ33人で64棟でした。

事故状況については、平成28年12月の突風による被覆物の破損によるものでした。共済金の支払いの対象は1人1棟、被害総額9万7,447円に対し、共済金7万7,957円を支払いました。

2 経理の状況

平成28年度下半期の経理状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

3 平成29年度予算の概要

収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款 共済事業収益	483,004千円
第1項 営業収益	439,444千円
第2項 営業外収益	43,550千円
第3項 特別利益	10千円

支出

第1款 共済事業費用	483,004千円
第1項 営業費用	475,420千円

第2項	営業外費用	6,570千円
第3項	特別損失	10千円
第3項	予備費	1,004千円

4 平成29年度の経営方針

事業の予定量

(1) 農作物共済

水稻

ア	引受数	0人
イ	引受面積	0a
ウ	引受収量	0kg
エ	kg当り共済金額	0円
オ	共済金額	0円
カ	保険金額	0円

麦(29年産引受)

ア	引受数	65人
イ	引受面積	89,900a
ウ	引受収量(一筆のみ)	65,240kg
エ	kg当り共済金額	161円
オ	基準生産金額(災害収入)	226,776,000円
カ	共済金額	214,602,040円
キ	保険金額	205,515,229円

(2) 家畜共済

ア	引受数	0人
イ	引受頭数	0頭
(ア)	乳用牛	0頭
(イ)	肉用牛	0頭
(ウ)	種豚	0頭
(エ)	肉豚	0頭
ウ	共済金額	0円
エ	保険金額	0円

(3) 畑作物共済

大豆

ア	引受数	0人
イ	引受面積	0a
ウ	引受収量	0kg
エ	kg当り共済金額	0円
オ	共済金額	0円
カ	保険金額	0円
(4)	園芸施設共済	
ア	引受数	0人
イ	引受棟数	0棟
ウ	共済金額	0円
エ	保険金額	0円
(5)	損害防止事業	
ア	水稲地域特定病虫害防除事業	0地区
イ	家畜特定損害防止事業(実施頭数)	0頭
ウ	狩猟免許取得支援事業	0人
エ	害獣捕獲用檻設置補助事業	0基

別表1

平成28年度津市農業共済事業損益計算書

(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

項目	農作物 共済勘定	家畜 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	内部取引 消去	総合
1.営業収益							
(1) 共済掛金	8,607,920	232,827		608,843			9,449,590
(2) 交付金	118,474						118,474
(3) 保険金	5,245,638	12,086,691	49,801	70,161			17,452,291
(4) 診療収入							
(5) 受取診療補填金		8,573,996					8,573,996
(6) 技術給付金		510,720					510,720
(7) 連合会特別 交付金	562,960						562,960
(8) 責任準備金戻入	9,042,508	495,941		138,221			9,676,670
(9) 支払備金戻入			850,416				850,416
(10) 貸倒引当金戻入							
(11) 法定積立金戻入	203,904						203,904
(12) 特別積立金戻入	1,525,022						1,525,022
(13) 受取補助金					37,735,000		37,735,000
(14) 受取奨励金					443,380		443,380
(15) 賦課金					576,916		576,916
(16) 受託収入							
(17) 損害防止収入							
(18) 受取損害防止 事業負担金					1,103,850		1,103,850
(19) 事業勘定受入					211,448	211,448	
(20) 業務雑収入					7,110		7,110
営業収益合計(A)	25,306,426	21,900,175	900,217	817,225	40,077,704	211,448	88,790,299

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引	引 去	総 合
2.営業費用								
(1) 保 険 料	1,546	7,951		489,384				498,881
(2) 技 術 料		164,877						164,877
(3) 共 済 金	17,485,463	24,193,108	55,335	77,957				41,811,863
(4) 診 療 諸 掛								
(5) 無 事 戻 金	1,876,534							1,876,534
(6) 責 任 準 備 金 繰 入	8,724,848	803,092		143,653				9,671,593
(7) 支 払 備 金 繰 入			858,394					858,394
(8) 貸 倒 引 当 金 繰 入								
(9) 業 務 勘 定 繰 入	211,448						211,448	
(10) 支 払 賦 課 金					236,843			236,843
(11) 一 般 管 理 費					34,285,173			34,285,173
(12) 普 及 推 進 費					278,784			278,784
(13) 損 害 評 価 費					5,836,500			5,836,500
(14) 損 害 防 止 費					136,850			136,850
(15) 負 担 金								
(16) 業 務 雑 費								
(17) 減 価 償 却 費								
営業費用合計(B)	28,299,839	25,169,028	913,729	710,994	40,774,150		211,448	95,656,292
営業利益(営業損失) (C) = (A) - (B)	2,993,413	3,268,853	13,512	106,231	696,446			6,865,993

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引	引 去	総 合
3.営業外収益								
(1) 業 務 勘 定 受 入								
(2) 受 取 寄 付 金								
(3) 受 取 利 息					102,712			102,712
(6) 業 務 引 当 金 戻 入								
事業外収益合計(D)					102,712			102,712
4.営業外費用								
(2) 貸 倒 損 失								
(3) 業 務 支 払 利 息								
(5) 事 業 勘 定 繰 入								
(7) 業 務 雑 損 失								
(10) 業 務 引 当 金 繰 入					21,579,178			21,579,178
事業外費用合計(E)					21,579,178			21,579,178
当年度総利益 (当年度総損失) (F) = (D) - (E)					21,476,466			21,476,466
5.特別利益								
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益								
(2) 固 定 資 産 売 却 益								
(3) そ の 他 特 別 利 益	303				36,394			36,697
特別収益合計(G)	303				36,394			36,697
6.特別損失								
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損								
(2) 固 定 資 産 売 却 損								
(3) 減 損 損 失								
(5) そ の 他 特 別 損 失	17,036				10,932			27,968
特別損失合計(H)	17,036				10,932			27,968
当年度総利益 (当年度総損失) (I) = (G) - (H)	16,733				25,462			8,729
上半期利益(損失)	3,924,973	4,196,895	106,553	168,892	22,147,450			30,331,657
純 利 益	914,827	928,042		275,123				2,117,992
純 損 失			120,065					120,065

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引 消 去	総 合
(10) 賞 与 引 当 金					709,877		709,877
(13) 業 務 引 当 金							
(14) その他流動負債					3,500,000		3,500,000
流 動 負 債 計	8,739,180	4,898,759	6,686,168	282,525	226,041,992	221,602,243	25,046,381
4.固定負債							
(1) 企 業 債							
(2) 他会計借入金							
(4) 退職給付引当金					12,677,869		12,677,869
(5) 修繕引当金							
(7) 業 務 引 当 金					69,298,353		69,298,353
(6) 農 家 抛 出 金							
固 定 負 債 計					81,976,222		81,976,222
5.繰延収益							
長 期 前 受 金							
(1) 長期前受金収益累計額 (差引)							
負 債 合 計	8,739,180	4,898,759	6,686,168	282,525	308,018,214	221,602,243	107,022,603
5.資本							
(1) 剩 余 金	195,335,193	4,409,390		3,773,067			203,517,650
法 定 積 立 金	96,269,501	1,964,878		1,087,827			99,322,206
特 別 積 立 金	99,065,692	2,444,512		2,685,240			104,195,444
(2) 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	914,827	928,042	6,686,168	275,123			4,568,176
繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)			6,566,103				6,566,103
当年度純利益 (当年度純損失)	914,827	928,042	120,065	275,123			1,997,927
資 本 計	196,250,020	5,337,432	6,686,168	4,048,190			198,949,474
負 債 資 本 合 計	204,989,200	10,236,191		4,330,715	308,018,214	221,602,243	305,972,077

津市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年美杉村告示第126号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

不動之口自治会

三重県津市美杉町下之川2039番地3

代表者 山田 金蔵

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	向田 直史 三重県津市美杉町下之川2233番地
変更後	山田 金蔵 三重県津市美杉町下之川2290番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成29年4月10日の定期総会において改選されたため。

津市公告第76号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

平成29年6月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 採用職
教授
- 2 専門分野
食品学
- 3 担当科目
食品学・食品学実験及び関連科目
- 4 採用人員
1名
- 5 応募資格
以下の(1)及び(2)の条件を満たし、かつ(3)又は(4)に該当する者
 - (1) 博士の学位を有する者
 - (2) 担当予定科目の教育内容に関して、5年以上の教育研究歴を有する者
 - (3) 採用時に、大学において教授として1年以上の経歴がある者、又は准教授として5年以上の経歴があり、教育及び研究上の業績がある者
 - (4) 大学以外の教育研究機関等においては、(3)に準ずる研究上の業績があり、教育上の識見を有する者
- 6 採用時期
平成30年4月1日(日)(予定)
- 7 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところによります。
- 8 定年
65歳(三重短期大学教員の定年に関する規程の定めるところによります。)
- 9 公募締切
平成29年8月31日(木)(午後5時までに必着を要件とします。)
- 10 面接日
平成29年10月1日(日)(面接者には9月15日(金)までに電話又はメールで連絡します。交通費は支給しません。)

11 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）
- (3) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）
- (4) 教育研究業績書
- (5) 主要な著書、論文等の別刷り又はその写し（3点のみ同封してください。）
- (6) 上記3点についての概要（各800字程度）
- (7) 教育・研究に関する抱負（1,000字程度）

* 推薦状がある場合は添付してください。

* (4)の教育研究業績書は指定の様式を使用してください。

なお、本学ホームページ（<http://www.tsu-cc.ac.jp>）よりダウンロード可能です。

12 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

13 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住することを要件とします。

14 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「食品学専任教員応募書類在中」と朱書きしてください。）

15 問い合わせ先

三重短期大学 大学総務課総務担当

電話 059-232-2341（代）

FAX 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則としてFAX又はE-mailとします。）

津市公告第 77 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

平成 29 年 6 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 採用職
教授、准教授又は講師
- 2 専門分野
文学
- 3 担当科目
文学及び外国語（英語、独語、仏語、中国語のうち任意の一つ）、その他
関連科目
- 4 採用人員
1 名
- 5 応募資格
大学院修士課程（博士課程前期）修了（平成 30 年 3 月修了見込みも含みます。）又はそれと同等以上の研究上の業績を有すること。
- 6 採用時期
平成 30 年 4 月 1 日（日）（予定）
- 7 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところによります。
- 8 定年
65 歳（三重短期大学教員の定年に関する規程の定めるところによります。）
- 9 公募締切
平成 29 年 8 月 21 日（月）（午後 5 時までに必着を要件とします。）
- 10 面接日
平成 29 年 10 月 28 日（土）（面接者には同月 19 日（木）又は同月 20 日（金）に電話で連絡します。交通費は支給しません。）
- 11 提出書類
 - (1) 応募書類一覧表
 - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）
 - (3) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）

- (4) 教育研究業績書（研究業績のうち主要なもの3点に○印を付してください。）
- (5) 主要業績3点の現物又はその写し（3点のみ同封してください。）
- (6) 主要業績3点についての概要（日本語で各800字程度）
- (7) 「文学」「文学」の両科目についてそれぞれ15回のシラバス
- (8) 研究指導者等の推薦状（任意）

* (4)の教育研究業績書は指定の様式を使用してください。

なお、本学ホームページ（<http://www.tsu-cc.ac.jp>）よりダウンロード可能です。

12 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

13 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住することを要件とします。

14 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「文学教員応募書類在中」と朱書きしてください。）

15 問い合わせ先

三重短期大学 大学総務課総務担当

電話 059-232-2341（代）

FAX 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則としてFAX又はE-mailとします。）

津市公告第78号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」といいます。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成29年6月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 大型水槽付消防ポンプ自動車の購入
- (2) 規 格 詳細は仕様書参照
- (3) 数 量 1台
- (4) 納入期限 平成30年3月20日（火）
- (5) 納入場所 津市消防本部（津市久居明神町2276番地）

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、平成29年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「特殊車両（消防車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者として登載されている者
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を

除きます。

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 入札参加者心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成29年6月20日(火)から同年7月7日(金)まで(土日を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 場所 津市消防本部消防総務課消防管理担当

4 質疑等の受付

- (1) 提出期限
平成29年6月27日(火) 正午まで

(2) 方法

質疑等は、公告において示す参加資格要件を有する者に限って指定の質問書により持参又はFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行ってください。

- (3) 提出場所 津市消防本部消防総務課消防管理担当

入札参加者は、入札後において、仕様書等(仕様書、関係書類、図面、現場がある場合はそちらを含みます。)についての不明を理由として異議を申し立てることができないため、質問がある場合は、上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成29年7月3日(月)から同月5日(水)までの期間に、回答書を津市消防本部消防総務課消防管理担当で配付します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ア 提出期限 平成29年7月7日(金) 午後5時15分まで
イ 提出場所 津市消防本部消防総務課消防管理担当
ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けません。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に資格審査結果通知書により通知します。

7 入札及び開札の日時

平成29年7月13日(木) 午前10時から

8 入札及び開札の場所

津市消防本部会議室(2階)

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

12 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号(名称)を記入し、入札を行ってください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。
- (3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、仮契約締結までに落札金額の根拠となった積算内訳書を提出

してください。

- (6) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (9) その他、入札参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【提出及び問い合わせ先】

津市消防本部消防総務課消防管理担当

担当 田中

津市久居明神町2776番地

津市消防本部2階

電話番号 059 - 254 - 0352

F A X 059 - 256 - 7755

津市公告第79号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成29年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成29年6月21日
- 2 収容期間 平成29年6月27日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市栗真小川町	猫（雑種）	キジ トラ	雌	大	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059 - 229 - 3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059 - 223 - 5112

津市公告第 80 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 29 年 6 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 29 年 6 月 23 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字真ヶ坪 357 番 9 ほか 8 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市宮町 238 番 2
株式会社ユタカ開発
代表取締役 藤田 幸生

津市上下水道事業告示第20号

津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）第11条第1項及び第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成29年6月21日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社TW設備	津市安濃町曾根710番地1 4	平成29年5月18日

津市上下水道事業告示第 2 1 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社 O S G コーポレーショ ン	大阪市北区天満 1 丁目 2 6 番 3 号	平成 2 9 年 6 月 8 日

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成29年6月26日

津市教育委員会
教育長 倉田 幸 則

1 招集の日時

平成29年6月27日(火) 午後6時30分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎4階 教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて
- (2) 津市図書館協議会委員の委嘱について